当別町預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 収 加

郵便専用（ダウンロード専用）　　承認番号 ＯＴＢ０００１７

当別町指定・収納代理の金融機関・ゆうちょ銀行　御中　　申込日　　年　　月　　日

私は次のとおり当別町税等を口座振替（自動払込）により納付したいので下記事項を確約のうえ依頼します。

１　納付義務者の住所、氏名、電話番号をご記入ください。※国民健康保険税は世帯主が納付義務者となります。

納付義務者				
	住所	〒　　－		
	氏名	フリガナ	生年月日	明治・大正・昭和・平成　年　月　日
	電話番号	－　　－		

２　指定する口座の必要事項をご記入の上、預貯金口座届出印を押印してください。

指定預貯金口座					
	口座名義人	フリガナ			口座届出印
	銀行等（ゆうちょ銀行以外）	預金科目　（○で囲んでください）		口座番号（右づめ）	
		１　普通　　２　当座　　３　納税準備			
		銀行・金庫・農協　　本店・支店・出張所			金融機関コード / 店コード（金融機関記入欄）
	ゆうちょ銀行	区　分	種目コード	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（右づめ）
		新　規	１６６	１　　０※	
		払込先加入者名　当別町会計管理者		払込先口座番号　02770-6-28299…(1・2・3・4・9)　02710-0-45268…(5)　02700-6-59130…(6)　02780-0-960332…(7)　02760-6-38181…(8・10)	
				払込日　各納期限日（土日祝日の場合は翌営業日）	

どちらかを選んで記入してください

３　振替を希望する種目に○をし、通知書番号及び開始期を記入してください。

	振替依頼種目	契約種別コード	○印	納付義務者又は通知書番号	振替開始期
1	町道民税	35	○		年度　期から
2	軽自動車税	35	○	所有車両すべて	年度から
3	固定資産税	35	○		年度　期から
			○		年度　期から
4	国民健康保険税	35	○		年度　期から

	振替依頼種目	契約種別コード	○印	納付義務者又は通知書番号	振替開始期
5	後期高齢者医療保険料	28	○		年度　期から
6	介護保険料	28	○		年度　期から
7	介護サービス手数料	30	○		年度　月から
8	町営住宅使用料	25	○		年度　月から
9	学校給食費	30	○	児童・生徒・教職員名	年度　月から
10	公共賃貸住宅使用料	25	○		年度　月から

【 口座振替の開始時期 】
納期限の４５日前必着でお申し込みになると、ご希望の期別からの口座振替開始を予定しております。開始の通知はしておりません。

【 約 定 】　（ゆうちょ銀行を除く）

1．貴店に納付書が送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載金額を預金口座から引き落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2．振替日において納付書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、納付書を返却してもさしつかえありません。
3．この契約を解除するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間振替請求がないときは、とくに申出をしない限り貴店はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4．この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店に迷惑をかけません。

※　ゆうちょ銀行をご指定の場合、自動払込規定が適用されます。

【 当別町あて 】

1．指定預貯金残高の不足により振り替えできない状態が続いたとき及び、長期間口座振替実績のないときは、口座振替（自動払込）の取り扱いを停止されても異議ありません。
2．上記種目について還付金が生じた場合は、上記金融機関口座への振り込みを依頼します。ただし、納税準備金口座には、振り込みできませんので、納税義務者が別に指定する方法で還付金を受け取ります。
3．随時課税分について振り替えても異議はありません。

当別町受付印	金融機関使用欄	金融機関受付印（ゆうちょ銀行を除く）	検印	照合	受付	不備がありましたら下記番号に○をしてご返送ください。 １　口座番号相違　２　氏名相違　３　印鑑相違 ４　口座なし　５　その他（　　）

〒061-0292　北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
当別町役場　総務部税務課納税係
℡0133-23-2341

この依頼書（申込書）は郵送での申し込み専用です。金融機関（ゆうちょ銀行）窓口では受付できません。
金融機関の窓口で口座振替を依頼される場合は、金融機関窓口備付けの用紙をご使用ください。